

# 市街化調整区域 「自己用住宅」許可基準（概要）

—神栖市—

この表は、「神栖市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」の中から、自己用住宅の代表的なものについて、許可基準の概要を示したものです。（平成19年10月1日）

詳しくは、神栖市ホームページに「条例」、「細則」、「運用基準」が掲載されておりますので、ご参照ください。

線引日：昭和48年10月1日

要件等 基準（略称）	適用の範囲等	住宅を必要とする理由等	申請者の資格等	申請土地の要件 （取得状況等）	予定建築物の用途	予定建築物の規模	土地の面積	備考
条例第6条第1項第1号 (既存集落)	概ね50戸以上の建築物（住宅）が70m未満の敷地間隔で建ち並んでいる（連担している）集落内の自己用住宅  ※ 当該集落は、自然的条件及び社会的条件に照らして独立した一体的な日常生活圏を構成していること  ・概ね50戸とは40戸が下限です ・連担は、市街化区域への連担でもよいが、市内のみが原則	次のいずれかに該当すること  <input type="checkbox"/> 結婚により独立 <input type="checkbox"/> 定年・退職・転勤等により転居 <input type="checkbox"/> 現住居が過密・狭小・被災・立ち退き・借家等 <input type="checkbox"/> 疾病等による転居 <input type="checkbox"/> Uターン等 <input type="checkbox"/> その他	通勤可能地（原則2時間以内）で、次のいずれか  <input type="checkbox"/> 右の土地所有者  <input type="checkbox"/> 出身者（次のいずれかに該当する者） ・線引日以前に申請地と同一大字内又は隣接大字内に本籍又は住所を有していた者 ・上記に該当する者の血族2親等又は姻族1親等以内の者 ・申請地と同一大字内又は隣接大字内に10年以上都市計画法に違反しないで住んでいた者  <input type="checkbox"/> 右の土地取得者  ※ 親族とは、申請者からみて血族6親等姻族3親等以内の者（民法第725条による親族）	<input type="checkbox"/> 線引日前から所有していた土地  <input type="checkbox"/> 所有している土地又は取得する土地  <input type="checkbox"/> 線引日前から所有していた親族からの相続・贈与・売買により取得した土地又は取得する土地 <input type="checkbox"/> 上記土地の代替地として次のいずれかにより取得した土地 ・既存集落内に該当がないため線引日前からの所有者と交換 ・法的に建築不可能地のため交換 ・公共事業により建築することが事実上不可能になり、その代替地として取得	自己の居住のための 一戸建専用住宅（自己用住宅）	概ね200㎡以下  高さは10m以下	概ね200㎡以上500㎡以下	
条例第6条第1項第3号 (世帯分離)	現住宅の敷地内又は隣接地に世帯分離する場合の自己用住宅  ※ 現住宅は、線引日に既に存していたか、線引日以後都市計画法の開発又は建築許可を得て建築したものであること	現在又は過去に世帯主と住居及び生計を一にしている親族の者が居住するため	世帯主又は世帯員	次のいずれか <input type="checkbox"/> 現在の敷地の一部を利用（敷地分割） <input type="checkbox"/> 現在の敷地の隣接地で、世帯主又は世帯員が所有している土地又は取得する土地 （第3者から取得する場合は申請者が取得すること）	自己の居住のための 一戸建専用住宅（自己用住宅）	概ね200㎡以下  高さは10m以下	概ね200㎡以上500㎡以下 ・既存住宅の敷地内の場合はこの限りでない	
条例第6条第1項第2号 (小規模既存集落)	概ね6戸以上の建築物（住宅）が70m未満の敷地間隔で建ち並んでいる集落（小規模既存集落）内の自己用住宅  ※ 当該集落は、線引日以前から既存の集落形態を有し、かつ、周辺が農業振興上開発が制限される等スプロール化の恐れのない独立した集落であること	条例第6条第1項第1号（既存集落）に同じ	次のいずれか <input type="checkbox"/> 線引日以前に当該集落内に本籍又は住所を有していた者 <input type="checkbox"/> 上記の者の血族2親等又は姻族1親等以内の者	当該小規模既存集落内に存し、次のいずれか <input type="checkbox"/> 申請者が所有している土地 <input type="checkbox"/> 申請者が取得する土地	自己の居住のための 一戸建専用住宅（自己用住宅）	概ね200㎡以下  高さは10m以下	概ね200㎡以上500㎡以下	
条例第6条第1項第4号 (敷地増)	線引時に既に存していた自己用住宅又は線引日以後都市計画法の開発又は建築許可を得て建築した自己用住宅で敷地を拡張する場合	建て替え等又は付属建築物の計画に際し、敷地が狭小で駐車場の確保が困難、法令に抵触する等のため	線引時に存していた住宅 …世帯主又は世帯員 線引日以後許可を得て建築した住宅 …当該許可を得た者 又は当該住宅を相続した者	拡張を計画する土地は、従前の敷地に接し、申請者若しくはその同居者が所有している土地若しくは取得する土地	自己の居住のための 一戸建専用住宅（自己用住宅）		拡張後の敷地面積は、概ね500㎡を限度とする	